

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
CryoEM コンソーシアム規約

令和 6 年 2 月 28 日
所長会議決定

(名称)

第 1 条 本コンソーシアムは、「CryoEM コンソーシアム」（以下「コンソーシアム」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 コンソーシアムは、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下「機構」という。）において創薬の先端研究基盤の高度化に向け、構造生物学研究センター（以下「SBRC」という。）が導入したクライオ電子顕微鏡（以下「CryoEM」という。）について、SBRC 主導のもと将来に渡る社会的ニーズに対応するべく、産学協働で CryoEM の活用のための基盤並びに新たな連携を構築することを目的とする。

(活動)

第 3 条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) CryoEM の活用を通じた、産学連携による産業利用ニーズの検討
- (2) 技術情報を共有するための情報交換会、セミナー等の開催
- (3) その他、CryoEM の産業利用基盤構築の推進に必要な諸活動

(会員)

第 4 条 コンソーシアムの目的及び事業に賛同する者又は利用を希望する以下の者を会員とする。

- (1) 機構の職員
- (2) 企業法人
- (3) 大学、公的研究機関
- (4) その他第 5 条に規定する主査が認めた者

2 前項第 2 号、第 3 号の会員は代表者を設定する。

(主査等)

第 5 条 コンソーシアムには、主査及び副主査を置く。

- 2 主査は構造生物学研究センター・センター長とし、副主査は会員のうちから主査が指名する。
- 3 主査は、コンソーシアムを代表し、コンソーシアムの会務を統括する。
- 4 副主査は、主査を補佐し、主査に事故があるとき、または欠けたときは副主査がその職務を行う。

(便宜供与)

第 6 条 第 4 条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号の会員は、以下の便宜供与を受けることができる。

第 4 条第 1 項第 2 号の会員については、別に定める。

- (1) 国内外の電顕分野をリードする研究者を招聘、講師として開催する「CryoEM セミナー」

- への参加。なお、第4条第1項第3号の会員のみ、代理人の参加及び同伴者の参加を認める。
- (2) SBRC が独自に入手した CryoEM の動向に関する情報の提供。
- (3) SBRC の研究者からの技術支援。ただし、コンソーシアムの趣旨、目的に限定したものに限る。

(加入)

第7条 第4条第1項第2号、第3号及び第4号の会員がコンソーシアムに加盟する場合は、本規約に同意の上、所定の申込書を事務局に提出し、主査の承認を受けなければならない。

(退会)

第8条 第4条第1項第2号、第3号及び第4号の会員が退会する場合は、退会しようとする月の末日から起算して30日前までに所定の届を事務局に提出することで、当該月末をもって退会となる。

- 2 退会した会員は、第12条に規定する秘密保持義務については退会後も遵守しなければならない。

(除名)

第9条 主査は会員の言動等がコンソーシアムの活動に支障をきたすものと判断した場合、当該会員を除名することができる。ただし、除名の決定にあたっては、当該会員に弁明の機会を与えるものとする。

- 2 除名の効力は直ちに発生する。除名された会員は、第12条に規定する秘密保持義務については除名後も遵守しなければならない。

(参加料)

第10条 コンソーシアムに加入しようとする会員は、一事業年度の参加料として次の参加料(消費税を除く)を事前に支払うものとし、参加料はコンソーシアムの運営に充てる。

- | | |
|-------------------------------|--------|
| (1) 機構に属する会員 | 無料 |
| (2) 企業法人の会員 | 別に定める。 |
| (3) 企業法人を除く主査が認めた大学、国研等の法人の会員 | 無料 |
| (4) その他主査が認めた会員 | 無料 |

- 2 前項の規定にかかわらず、年度の途中から加入する場合、9月30日までに加入する場合は参加料の全額、10月1日以降に加入する場合はその半額とする。

- 3 加入時点で CryoEM に関する共同研究、学術指導等の契約があり、主査が参加料免除を妥当と判断する第1項第2号の会員については、当該契約期間中は参加料を免除する。

- 4 納入された参加料は、理由の如何にかかわらず返還しないものとする。

(講習の受講)

第11条 クライオ電顕実験棟ないし構造生物実験準備棟の利用にあたっては、事前に SBRC が指定する講習を受講するものとする。

(情報交換等)

第12条 コンソーシアムの活動において、会員は活動に関わる情報、資料等を相互に提供又は開

示するものとする。ただし、秘密保持契約等により秘密保持義務を負っているものについてはこの限りではない。

- 2 コンソーシアムの活動において秘密の保持が必要と判断する場合には、秘密保持契約等により新たに秘密保持義務を設定することができる。

(知的財産権)

第13条 コンソーシアムの活動に関連して生じた知的財産の取扱いについては、当事者間の協議を原則とし、機構が関与する知的財産の取扱いについては、本要項とは別に定める高エネルギー加速器研究機構の知的財産ポリシー（平成17年3月29日制定）によるものとする。

(法令等の遵守)

第14条 コンソーシアムのいかなる活動も、機構の諸規程及び関係する法令を遵守しなければならない。

(安全管理)

第15条 コンソーシアムの活動において、会員は自らの安全の確保、安全管理に努めなければならない。

(免責)

第16条 コンソーシアムの活動は、すべて会員の自己責任において実施されるものとし、コンソーシアムの活動に伴ういかなる事故、物損等の損害についても、コンソーシアムは一切の責任を負わないものとする。

(事務局)

第17条 事務局は機構のSBRCに置く。

(規約の改定)

第18条 規約を改定する際には、主査が提案の上、メンバーから意見を徴収して、主査が適切に決める。

(雑則)

第19条 この規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則（施行期日）

この規約は、令和6年4月1日から実施する。